個人情報に関する覚書(案)

公益財団法人岡山市ふれあい公社(以下「甲」という。)と (「乙」という。)は、令和7年 月 日付で締結した令和8年度岡山市立放課後児童クラブ入所許可通知書類等印刷・封入・発送業務(単価契約)(以下「本契約」という。)に基づいて取扱う個人情報を適正に管理し、もって利用者の基本的人権を擁護するため、次のとおり覚書を締結する。

(個人情報の適正管理義務)

第1条 乙及び乙の従事者は、本協定に基づいて取扱う個人情報の適正管理について最大限の注意を払い、漏えい等の防止について適切な措置を行わなければならない。

(責任者の指定)

- 第2条 乙は、本協定に基づいて取扱う個人情報を適切に管理するため、個人情報管理 責任者(以下「責任者」という。)を置くものとする。
- 2 責任者は、本協定に基づいて取扱う個人情報が適正に取扱われるよう乙の従事者を 指揮監督するものとする。

(研修・教育の実施)

第3条 乙は、乙の従事者に対し、本協定に基づいて取扱う個人情報の重要性について の認識を深めるとともに、適正な取扱いに資するための研修・教育を実施するものと する。

(個人情報の守秘義務)

- 第4条 乙及び乙の従事者は、本協定に基づいて取扱う個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。
- 2 乙は乙の従事者が退職後、在職中に知り得た本協定に基づいて取扱う個人情報を漏らす ことがないよう必要な措置を講じるものとする。

(不正利用等の禁止)

第5条 乙及び乙の従事者は、本協定に基づいて取扱う個人情報を不正に利用し、又は 毀棄等をしてはならない。

(提供の禁止)

第6条 乙及び乙の従事者は、本協定に基づいて取扱う個人情報の記録を、第三者に提供してはならない。

(収集の規制)

第7条 乙及び乙の従事者は、本協定に基づいて個人情報を収集する場合は、業務の範囲を超えて収集してはならない。

(複写等の禁止)

第8条 乙及び乙の従事者は、個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(記録の搬送等)

第9条 乙及び乙の従事者は、本協定に係る個人情報の記録を搬送等するときは、個人情報の飛散等の流出事故を想定したうえで、安全・確実に行わなければならない。

(保有個人情報の返却)

第10条 乙は、個人情報を乙において保管する必要がなくなったときは、速やかに甲 に返却し、又は甲の立会いのもとに廃棄又は消去しなければならない。

(事故の報告)

第11条 乙は、本協定に基づいて取扱う個人情報に関して事故が発生したときは、速 やかに甲に報告しなければならない。

(損害賠償)

第12条 乙は、本協定に違反して本協定に係る個人情報を漏洩、不正利用等した場合、法 的な責任を負担するものであることを確認し、これにより甲が被った一切の損害を賠償 するものとする。

(その他)

第13条 本協定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

2 この覚書について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

本覚書を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲

所在地 岡山市中区桑野715番地2

名 称 公益財団法人 岡山市ふれあい公社

理事長 那須 正己

Z

所在地

名 称

代表者

(EII)